

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛南町は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛南町長

公表日

令和6年6月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者が提出する特例申請書を收受し、保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。
③システムの名称	システム利用なし(エクセル)

2. 特定個人情報ファイル名

ワンストップ特例申請書ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表24の項
--------	-------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	商工観光課
②所属長の役職名	商工観光課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	愛南町総務課 住所 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 電話番号 0895-72-1211
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	商工観光課 住所 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 電話番号 0895-72-3517
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査
		[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月23日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	※未記載	ワンストップ特例マイナンバー管理システム	事前	システムの導入に伴う名称の記載
令和1年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	企画財政課	商工観光課	事後	担当部署変更
令和1年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	ワンストップ特例マイナンバー管理システム	システム利用なし(エクセル)	事後	システム変更
令和1年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	企画財政課長 児島 秀之	商工観光課長	事後	部署変更及び所属長氏名削除
令和1年6月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	企画財政課 住所 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 電話番号 0895-72-7317	商工観光課 住所 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 電話番号 0895-72-3517	事後	担当部署変更に伴う問合せ先の変更
令和1年6月1日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による追加
令和6年6月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条及び別表第一の16の項	番号法第9条第1項及び別表24の項	事後	再実施による見直し
令和6年6月10日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検 内部監査	自己点検 内部監査 外部監査	事後	再実施による見直し